

公 告

乗合自動車の停留所における実証運行等の用に供する自動運転車両の停車又は駐車に関する合意について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における実証運行等の用に供する自動運転車両の停車又は駐車に関して次のとおり合意したので公示します。

令和8年1月28日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃

- 1 合意した者
 - (1) 宇和島自動車株式会社
 - (2) 愛媛県公安委員会
 - (3) 八幡浜市
 - (4) 国土交通省四国運輸局
 - (5) 四国旅客鉄道株式会社
- 2 実証運行等の用に供する自動運転車両が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称
別紙のとおり。
- 3 2に停車又は駐車をする実証運行等の用に供する自動運転車両の範囲
伊予鉄南予バス株式会社が行う自動運転バスの本格運行（自動運行装置を伴う旅客自動車運送事業用自動車を用いた一般乗合旅客自動車運送事業）へ向けた準備運行や実証運行の用に供する自動運行装置を伴う自動車
- 4 2における3の自動運転車両に係る停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認められる事項
 - (1) 停留所における停車又は駐車は、当該事業の運行時間内に限るものとする。
 - (2) 当該停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。
 - (3) 2において3の自動運転車両が停車又は駐車をすることを停留所等に掲示するなどし、周知を図ること。

別紙

番号	停留所	所在地
1	八幡浜駅前	八幡浜市江戸岡一丁目 11 番地 5 先
2	道の駅八幡浜みなと	八幡浜市沖新田 1581 番地先
3	八幡浜港	八幡浜市出島 1581 番地 26 先